

●香川県告示第17号

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）第14条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定め、平成25年4月1日から施行する。

平成22年香川県告示第28号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

団地名	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値		
天神前	4階にあるもの	0.74	
	その他のもの	0.77	
昭和	4階にあるもの	0.74	
	その他のもの	浴槽のあるもの	0.78
		その他のもの	0.77
松島	4階にあるもの	0.72	
	その他のもの	0.75	
勅使		0.75	
上天神	公共下水道が整備されているもの	0.74	
	その他のもの	0.73	
太田	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.73
		その他のもの	0.72
	その他のもの	浴槽のあるもの	0.76
		その他のもの	0.75
屋島	浴槽のあるもの	0.76	
	その他のもの	0.75	
札場	4階又は5階にあるもの	0.72	
	その他のもの	0.75	
一宮	4階又は5階にあるもの	0.72	
	その他のもの	給湯器（3点給湯設備に限る。）のあるもの	0.80
		給湯器（3点給湯設備を除く。）のあるもの	0.77
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.75
	その他のもの	0.74	
高松元山	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの	0.76	
	その他のもの	給湯器のあるもの	0.81
		その他のもの	0.79
木太川西	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.73
		その他のもの	0.72
	その他のもの	浴槽のあるもの	0.76
		その他のもの	0.75
西春日	エレベーターのない住棟の	給湯器のあるもの	0.74

	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.72
		その他のもの	0.71
その他もの		給湯器 (3点給湯設備に限る。) のあるもの	0.80
		給湯器 (3点給湯設備を除く。) のあるもの	0.77
		浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.75
		その他のもの	0.74
屋島西	4階にあるもの	給湯器のあるもの	0.75
		浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.73
		その他のもの	0.72
	その他もの	給湯器 (3点給湯設備に限る。) のあるもの	0.81
屋島東	4階又は5階にあるもの	給湯器 (3点給湯設備を除く。) のあるもの	0.78
		浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.76
	その他もの	その他のもの	0.75
		浴槽のあるもの	0.76
植松	4階にあるもの	その他のもの	0.72
		給湯器のあるもの	0.74
	その他もの	その他のもの	0.77
		その他のもの	0.75
丸亀城東	浴槽のあるもの		0.82
	その他のもの		0.81
丸亀安達			0.83
丸亀塩屋			0.81
坂出府中			0.81
善通寺			0.83
常磐	4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.78
		その他のもの	0.77
	その他もの	給湯器のあるもの	0.86
		浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.81
		その他のもの	0.80
志度			0.85
牟礼	エレベーターのない住棟の 4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.55
		その他のもの	0.54
	その他もの	給湯器のあるもの	0.63
		浴槽のあるもの (給湯器のあるものを除く。)	0.58
香川	4階又は5階にあるもの	その他のもの	0.57
	その他もの	浴槽のあるもの	0.50
		給湯器のあるもの	0.57

		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.52
		その他のもの	0.51
国分寺	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの		0.50
	その他のもの	給湯器のあるもの	0.58
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.53
		浴室のないもの	0.50
飯山	4階又は5階にあるもの		0.65
	その他のもの		0.68
宇多津	エレベーターのない住棟の 4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.77
		その他のもの	0.76
	その他のもの	給湯器のあるもの	0.85
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.80
	その他のもの		0.79
新宇多津			0.86
多度津	エレベーターのない住棟の4階にあるもの		0.83
	その他のもの		0.86